泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

泊発電所 3 号炉審查資料 資料番号 資料 1 0 - 8 提出年月日 令和5年7月12日

(第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備)

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
23032: -23	1	(51-15ページ) 「多重の弁により分離す る」との泊固有の表現は、 43条とも連動させて最新の 審査プラントの記載を確認 のうえ別途説明すること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 6. 13 ヒアリング	No. 6 (ID: 230414-19) にて回答。		
23032:	2	(51-19ページ) 中段より少し上の「燃料取替用水ピットは・・・」に関し、大飯は(同じピットでまった。外観の確認が可能な設計との記載がある。先行例の状況や考え方を確認のうえ、別途説明すること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング	先行他プラントの状況は以下のとおりでした。 ・高浜3/4号炉:燃料取替用水タンクに対し、「内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。」・内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。」「内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。」・大飯3/4号炉:燃料取替用水タンクに対し、「内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。」・大飯3/4号炉:燃料取替用水ピットに対し、「, 外観の確認が可能な設計とする。」・東海第二:56条において、代替淡水貯槽及び西側淡水貯水設備に対し、「内部の確認が可能な設計とする。」・KK67:56条において、復水貯蔵槽に対し、「内部の確認が可能な設計とする。」・玄海4号炉:燃料取替用水ピット及び復水ピットに対し、「内部の確認が可能なように、アクセスドアを設ける設計とする。」・玄海4号炉:56条において復水貯蔵タンクに対し、「内部の確認が可能な設計とする。」・カ川2号炉:56条において低圧原子炉代替注水槽に対し、「内部の確認が可能な設計とする。」上記より、1分目様にピットに対して内部確認を行うプラントは高を方とする。」上記より、1分目様にピットに対して内部確認を行うプラントは高系3/4、伊方3、高浜1/2、東海衛工プラントにおりプラントは高系3/4、伊方3、にいました。最新客工プラントにおり、カードに対して、東海衛工プラントにおり、カードに対して、東海衛工プラントにおり、カードに対して、大行実績を踏まえ泊においても内部確認を行うことと致します。	心を冷却するための設備【51条】 (SA51-9 r. 4. 2) 』p. 51-22~23 (参考比較として玄海 3 / 4 号炉の記載を追加しました。)	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230322 -25	3	(51-23ページ) 「また,小扉は開閉が確認できる設計とする」は、どこかのプラントと同様なのか,確認のうえ説明すること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング	・高浜3/4号炉は2本の連通管の他、下部キャビティへ通じる扉に	許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51-9 r.4.2)』p.51-23	
230322 -26	4	(51-2ページ) 「格納容器スプレイ系統」 「下部キャビティ室」との 名称について、手順側と同 様に確認のうえ適正化を図 ること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング	「設備」 ・設備として記述する際は、設備名称で表す。 「系」 ・運転操作手順や系統構成を記述する際は、「~系」で表わす。 ・基準規則の要求条文等の用語をそのまま記載する場合。 「系統」 ・系統は原則用いない。ただし次のような場合には用いることがある。 基準規則の要求条文等をそのまま記載する場合 一般的な用語として「系統」を用いる場合 多重化された複数の系を表わす記載表現について、既許可では 「系列」であったが、今回「系統」で統一する。 (旧) (格納容器スプレイ)系統 (新) (格納容器スプレイ)系統	【1. 「系統」について反映箇所】 第494回ヒアリング 資料3-3『泊発電所3号炉 設置 許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対 処設備) 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却 するための設備【51条】(SA51 r.4.2)』 p.51-2~4 第494回ヒアリング 資料3-4『泊発電所3号炉 設置 許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対 処設備) 比較表 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51-9 r.4.2)』 p.51-2,4,6 【2. 「下部キャビティ」について反映箇所】 第494回ヒアリング 資料3-3『泊発電所3号炉 設置 許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対 処設備) 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却 するための設備【51条】(SA51 r.4.2)』 p.51-2~4,7,10~11,13 第494回ヒアリング 資料3-4『泊発電所3号炉 設置 許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対 処設備) 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却 するための設備【51条】(SA51 r.4.2)』 p.51-2~4,7,10~11,13	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230322 -27	5	(51-2ページ) 大飯にも「小扉」があるに もかかわらず、連通管しか 記載していない理由と考え 方について確認のうえ説明 すること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング	大飯3/4号炉では,2つの連通穴とともに下部キャビティ入口扉に蓋を持つ開口部を設けています。MAAPによる解析上,連通穴1箇所からの流入でもMCCIを防止できることを確認しているため,多重化された連通穴に加えて流入経路となる開口部の蓋について開閉確認を合理化していると考えられます。		
230414	6	コメントNo.1) 放かの悪影響ないのでない。 おいではないのでない。 がいでする。 がないのでないでない。 でするとのでないでない。 でするがでいるのでないでないでない。 でするがでいるがでないでないでないでないではといいでないではないでない。 でするがでいるがでいるがでいるがでいるがでいる。 でするがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがではないでない。 でするがでないでないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	R5. 4. 14	回答済	R5. 6. 13 ヒアリング	た。 (旧)放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、通常 運転時には燃料取替用水ピットと補助給水ピットを多重の弁により分 離する設計とする。 (新)放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、燃料 取替用水ピットと補助給水ピットとの間に隔離弁を直列に2個設置 し、通常時に確実に隔離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない	許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51 r.6.1)』 p.51-9 第533回ヒアリング 資料3-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉	
230414 -20	7	比較表51-23) 連通管蓋の試験検査につい て,開閉確認ができる設計 とする旨を記載すべきか検 討の上,必要に応じて修正 すること。	R5. 4. 14	回答済	R5. 6. 13 ヒアリング	た。 (旧) また,小扉は開閉が確認できる設計とする。 (新) また,開閉が確認できる設計とする。	第533回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51 r.6.1)』p.51-13 第533回ヒアリング 資料3-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51-9 r.6.1)』p.51-23	